

二重就職に係る通勤災害制度創設のための調査研究

報告書

平成13年1月

 **三和総合研究所**

I. 調査の目的

労働省が所管する労災保険制度の見直しも含めて、複数事業場において労働者として就業する者等の実態について様々な観点から調査研究を行い、現状に即した労災保険制度の確立のための基礎資料を提供することを目的とする。

II. 調査の内容

複数事業場において労働者として就業する者、事業場から住居に立ち寄ることなく直接次の事業場に移動する労働者等の実態について調査し、調査結果に対する分析を行う。

具体的には以下に示すアンケート調査を行い、その分析を行った。

(1) 調査対象

事業所規模 30 人以上の事業所を産業別・規模別に層化し、抽出に伴う誤差率が一定になるように各セル毎の抽出数を設定した。対象事業所は合計で 11,000 事業所。

	農林漁鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸・小売業、飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業	大学	産業計
30~99人	168	583	590	297	581	591	578	446	550	249	4,633
100~299人	60	491	571	283	533	556	437	147	579	109	3,766
300人~	11	240	523	99	326	415	239	41	455	63	2,412
規模不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	189	189
合計	239	1,314	1,684	679	1,440	1,562	1,254	634	1,584	610	11,000

誤差率0.0206183：電・ガス・水道、不動産、金融・保険、農林水鉱業
誤差率0.0204718：上記以外の産業（ただし、サービス業については大学を除いて算出）
帝国データバンクのリスト上での全数：大学

(2) 調査方法

対象事業所の人事・総務担当者に事業所調査票を送付するとともに、事業所の社員のなかで二重就職を行っている人、もしくは行っていた人 5 人に対する社員調査票の配布を依頼した。（社員調査票は 11,000 事業所 × 5 人 = 55,000 票）

(3) 調査時期

1999年9月

(4) 回収状況

事業所調査 3577 票（有効回収率 32.5%）、社員調査 1496 票（有効回収率 2.7%）

III. 調査結果

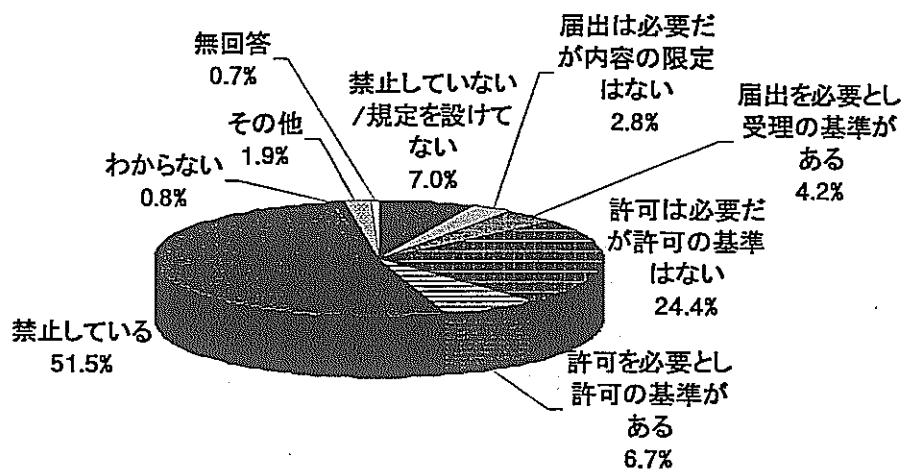
1. 二重就職の取扱について

ここでは、二重就職の取扱が各事業所でどのようにになっているのかを、事業所調査の結果でみていく。

「貴事業所では、就業規則や就業規則以外の内規や通達上、社員が二重就職を行うことは、どのような取扱いになっていますか。(○は1つ)」という質問に対して、最も多い回答は、「禁止している」(51.5%)で、次いで「許可は必要だが許可の基準はない」(24.4%)となっている。逆に「禁止していない／規定を設けていない」は7.0%であり、全体として9割以上の事業所で二重就職は何らかの規制を受けている。

事業所問1. 二重就職者に対する内規や通達上の取扱い

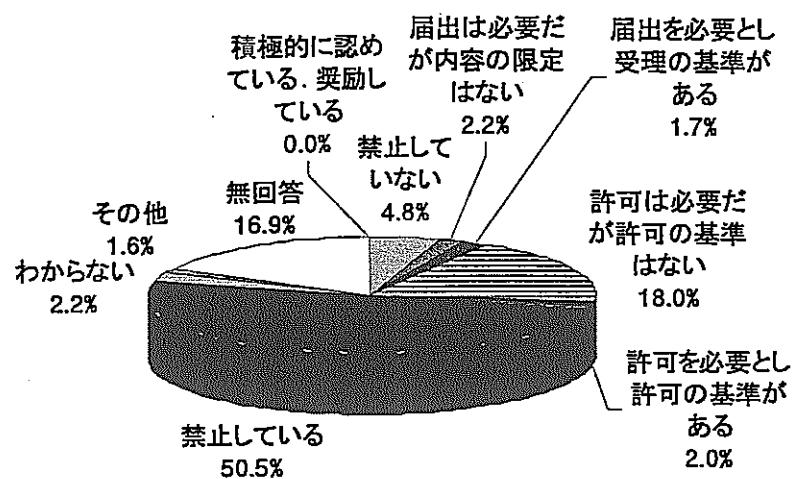
n = 3,577



一方、実態面ではどのようにになっているのかを「会社の慣行等によって実際には、社員が二重就職を行うことは、どのような取扱いになっていますか。(○は1つ)」という質問でみると、最も多い回答は、「禁止している」(50.5%)で、次いで「許可は必要だが許可の基準はない」(18.0%)となっている。逆に「禁止していない／規定を設けていない」は4.8%であり、実態として二重就職が広く認められているという事実はない。

事業所問2. 実際に社員が二重就職を行うことについての取扱い

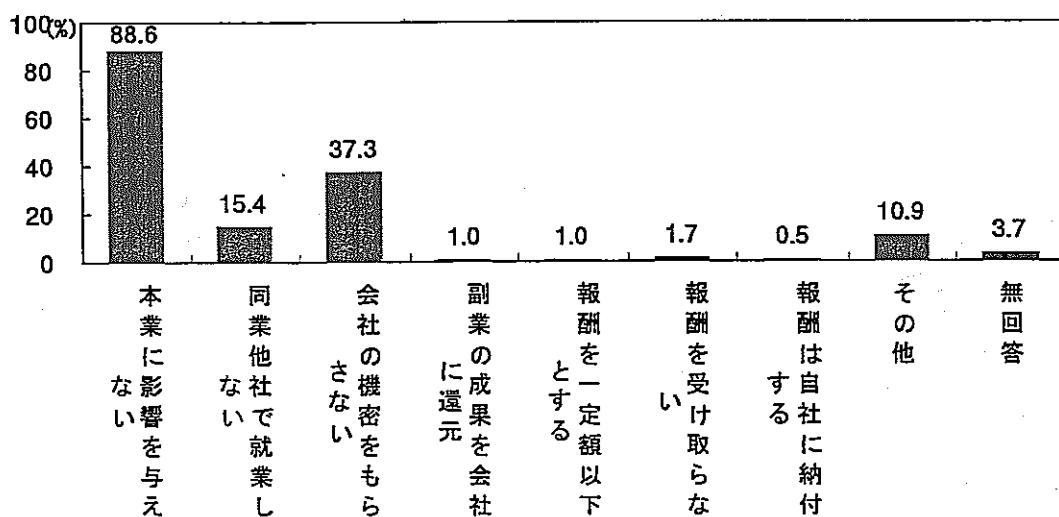
n = 3,577



次に問1（二重就職者に対する内規や通達上の取扱い）で「3. 届出を必要とし、届出が受理できるかどうかの基準がある」か「5. 許可を必要とし、許可の基準がある」、問2で「4. 届出を必要とし、届出が受理できるかどうかの基準がある」か「6. 許可を必要とし、許可の基準がある」と回答した事業所を対象に、「届出の受理や許可についての基準の内容はどのようなものですか。（あてはまるもの全てに○）」という質問を聞いた（複数回答）。その結果、「本業に影響を与えない」（88.6%）で、次いで「会社の機密をもらさない」（37.3%）がとりわけ多くの回答を集めた。

事業所問3. 届出の受理や許可についての基準内容

n = 402

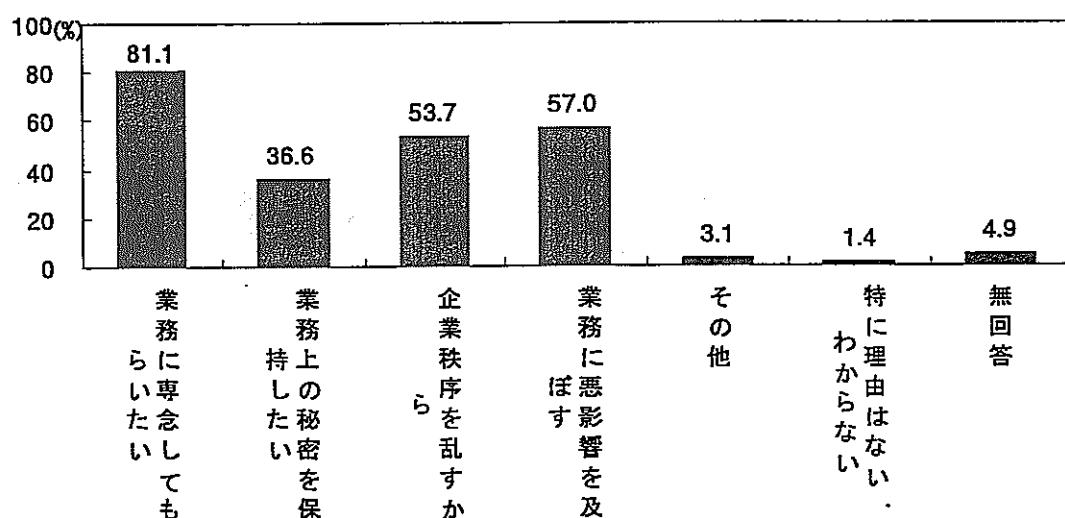


次にこれまでの質問で二重就職に関して何らかの形で規制をかける取扱いをしていると回答した事業所に「二重就職について、何らかの形で規制をかける取扱いをしているのは何故ですか。(あてはまるもの全てに○)」という質問を行った。

その結果最も多い回答は、「業務に専念してもらいたい」(81.1%)で、次いで「業務に悪影響を及ぼす」(57.0%)、「企業秩序を乱すから」(53.7%)がそれぞれ過半数を超える回答を集めている。

事業所問4. 二重就職に取扱い規制をかける理由

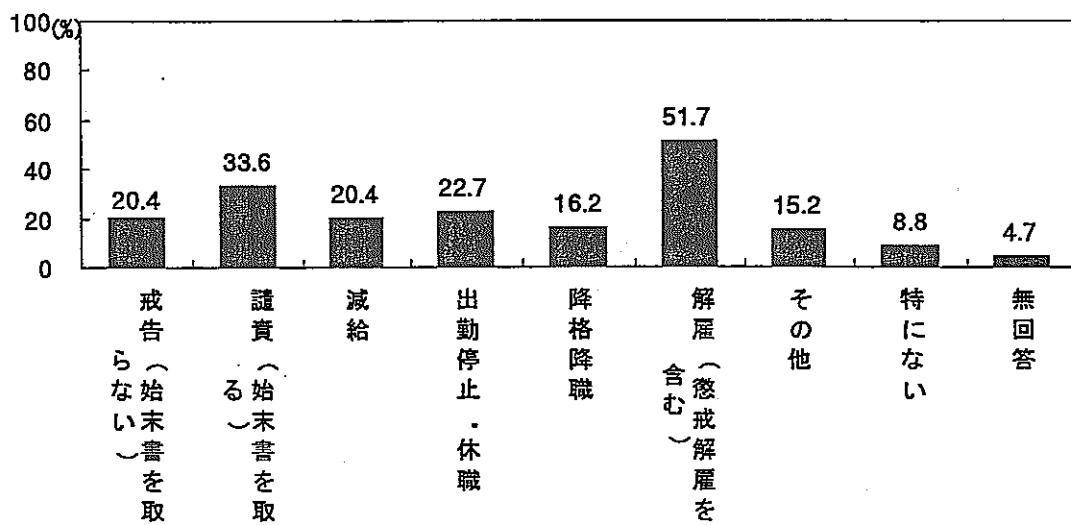
n=3,349



一方、二重就職に関する規制に違反した場合の処分については、「もし従業員が、二重就職に関する貴事業所の取扱いに抵触した場合、どのような扱いを受けますか。(あてはまるもの全てに○)」という質問に対して、最も多い回答は、「解雇(懲戒解雇を含む)」(51.7%)で、次いで「謹責(始末書を取る)」(33.6%)、「減給」(20.4%)、「戒告」(20.4%)、「降格降職」(16.2%)と厳しい処分を行う事業所が多くなっている。

事業所問5. 二重就職に関する取扱いに抵触した場合の扱い方

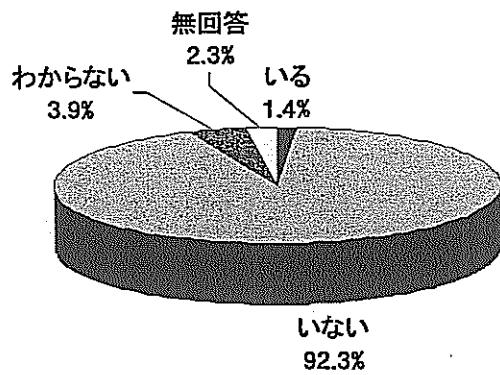
n = 3,349



それでは、実際に規則違反等で処分された従業員はいるのだろうか。「過去5年間に、二重就職に関する問題で何らかの処分を受けた従業員はいますか。(○は1つ)」という質問に対して、最も多い回答は、「いない」(92.3%)で、「いる」と回答した事業所は1.4%に過ぎなかった。

事業所問6. 過去5年間に何らかの処分を受けた従業員の有無

n = 3,349

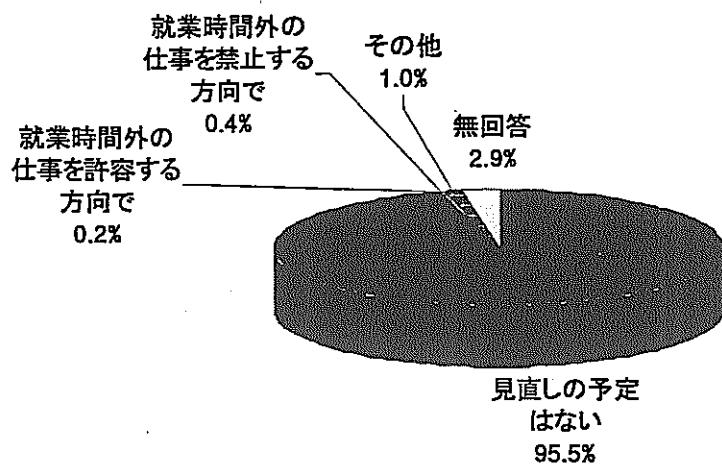


就業規則等の見直しを考えているのかについては、「貴事業所では、二重就職について、就業規則等の見直しをする予定がありますか。(○は1つ)」という質問に対して、「見直しの予定はない」が95.5%と圧倒的で、「就業時間外の仕事を禁止する方向」は

0.4%にとどまっている。

事業所問7. 二重就職について就業規則等の見直し予定

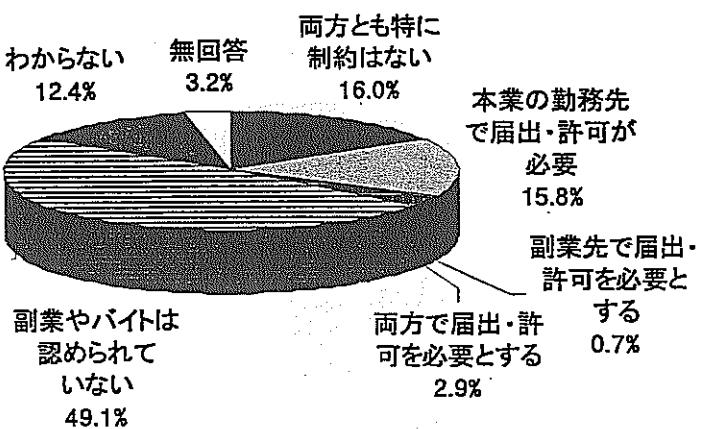
n = 3,349



次に社員調査の方から、二重就職の規制にかかわる状況をみよう。「あなたの本業の勤務先、及び副業やアルバイトの勤務先では、別の仕事を持つことについて、就業規則や内規・慣行でどのように扱っていますか。(○は1つ)」という質問に対して、最も多い社員の回答は、「副業やバイトは認められていない」(49.1%)で、次いで「両方とも特に制約はない」(16.0%)となっている。規制がないとした事業所は 7.0%であったから、この結果は社員の二重就職に関する規制の認識が十分でない可能性が示唆している。

社員問22. 別の仕事を持つことについて

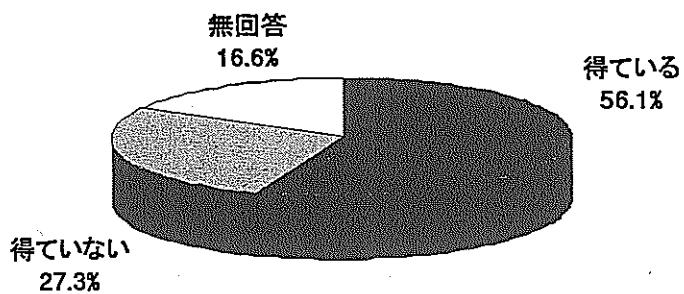
n = 1,496



次に、何らかの規制があると回答した社員に「副業やアルバイトを行うことに関する、必要な届出等を行い、許可・承諾を得ていますか。(○は1つ)」という質問をしたところ、最も多い回答は、「得ている」(56.1%)で、次いで「得ていない」(27.3%)となっている。

社員問22-2. 副業やアルバイトを行うことに関する許可・承諾の有無

n = 289

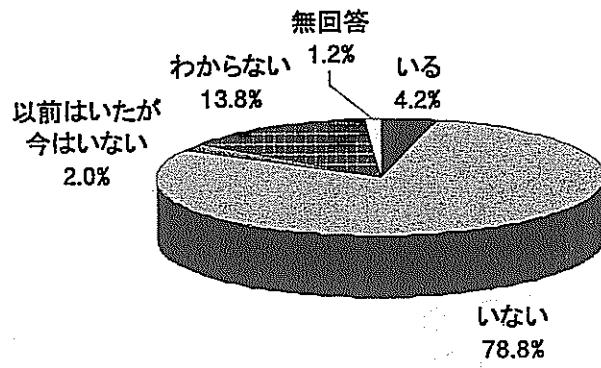


2. 二重就職者の有無

「貴事業所には、二重就職を行う社員がいらっしゃいますか。」という質問で二重就職社員の有無を事業所に聞いた結果、「いる」と回答した企業は4.2%だった。「以前はいたが今はいない」とするところも2.0%にとどまった。

事業所問9. 二重就職を行う社員の有無

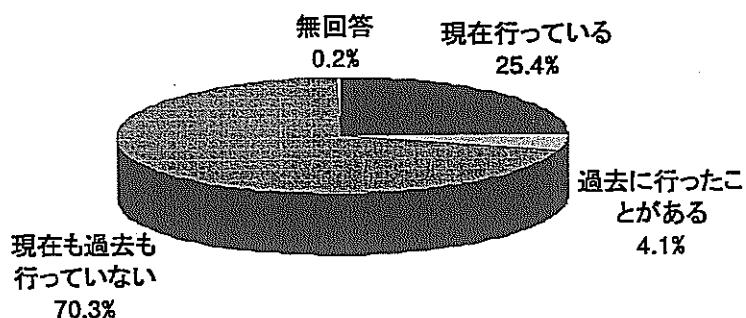
n = 3,577



次に社員調査の方で、二重就職者の比率をみよう。「あなたは、副業やアルバイトを定期的または不定期に行いましたか。（〇は1つ）」という質問に対して、社員は「現在行っている」（25.4%）、「過去に行ったことがある」（4.1%）と回答しており、回答者のほぼ3割に二重就職の経験がある。

社員問1. 副業やアルバイトの経験

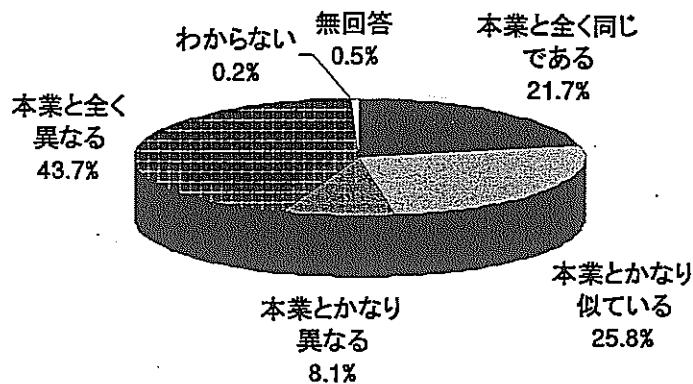
n = 1,496



そこで、以下の質問は、二重就職の経験がある 442 人に対して行っている。
「副業やアルバイトの仕事は、本業の仕事と同じような内容ですか。（〇は1つ）」という質問に対して、最も多い回答は、「本業と全く異なる」（43.7%）で、次いで「本業とかなり似ている」（25.8%）、「本業と全く同じである」（21.7%）、「本業とかなり異なる」（8.1%）となっており、全体としては異なる仕事についている人の方がやや多い。

社員問2. 副業やアルバイトの仕事の内容

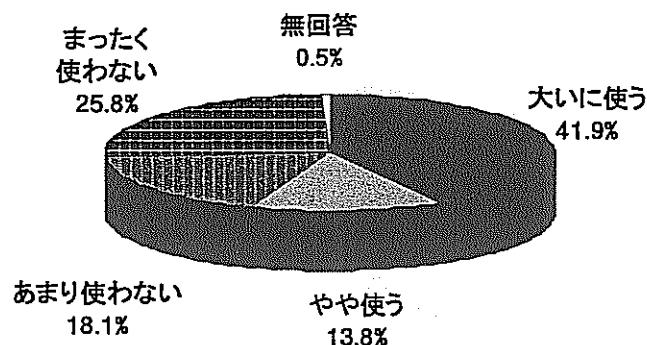
n = 442



一方、副業での本業の活用度に関して、「副業やアルバイトは本業の知識や経験をどの程度使う仕事ですか。(○は1つ)」という質問をした。その結果、「大いに使う」(41.9%)、「やや使う」(13.8%)で過半数を占めている。

社員問3. 副業やアルバイトで本業の知識や経験を使う程度

n = 442



次に二重就職を行う社員が「いる」と回答した事業所に「二重就職を行う社員は、何名程度いらっしゃいますか。(1999年4月1日現在の人数を数字でご記入下さい)」という質問を行った。二重就職者は152の該当事業所で合計5,262人であった。

3. 二重就職先への直接移動

事業所調査によると、二重就職者のうち、二重就職先事業所との間を直接移動する人は2,402人で、二重就職者全体の45.6%であった。

なお、直接移動する二重就職者の比率を集計すると、「0%」が52.6%と過半を占めるが、「100%」の事業所も28.9%存在している。